

## 豊橋市火災予防条例の一部を改正する条例及び豊橋市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則（案）

### 1 目的

これまで、消防機関が重大な消防法令違反のある対象物が存在する事実を認識した場合であっても、当該防火対象物の違反に対する命令が発せられ公示されるまでの間は、市民等がその防火対象物に存在する火災危険性に関する情報を知ることができない状況にありました。そこで、消防機関が重大な消防法令違反のある防火対象物を認識した場合に即時公表できるよう「違反対象物の公表制度」（以下「公表制度」という。）としてウェブサイト当該違反対象物の情報を公表することとし、当該防火対象物を利用しようとする者が自らこの情報を活用することで、火災発生時の被害の軽減を図り、あわせて防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化及び消防用設備等の適正な設置を促進することを目的として、豊橋市火災予防条例（昭和37年豊橋市条例第18号。以下「条例」という。）の一部及び豊橋市火災予防条例施行規則（昭和37年豊橋市規則第36号。以下「規則」という。）の一部を改正するものです。

### 2 公表制度に至る経緯

平成24年5月に広島県福山市のホテルで、死者7人、負傷者3人が生じた火災を受け総務省消防庁が実施した「緊急調査」及び「フォローアップ調査」により重大な消防法令違反のある防火対象物が全国に数多く存在することが判明しました。

これまで、消防法令違反のある防火対象物の情報が、当該防火対象物の利用者に知らされない状況にあることから、総務省消防庁は平成25年12月19日付け消防予第484号通知を発出し、全国の政令指定都市消防本部を中心として速やかに条例の改正を行い、公表制度を実施するものとなりました。

さらに、平成27年3月31日付け消防予第133号通知により管内人口が20万人以上の消防本部に対して、遅くとも平成30年4月1日から公表制度を実施するものとなりました。以上の経緯を受け、本市では、条例及び規則の一部を改正し、十分な周知期間を設けた上で、平成30年4月1日から公表制度を実施するものとします。

公表制度は消防本部が有する防火対象物の危険に係る情報を利用者等に公表する情報公開の一つとして実施するものです。

### 3 条例の改正内容

防火対象物の消防用設備等の状況が、消防法令等の規定に違反する場合にその旨を公表することができるものとし、また、公表する時は、当該防火対象物の関係者にその旨を通知することを規定します。（改正後条例第50条の2第1項及び第2項）

公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続を規則に定めることを規定します。（改正後条例第50条の2第3項）

#### 4 規則の改正内容

##### (1) 公表の対象となる防火対象物

火災発生時の人命危険等を考慮し、不特定多数の者又は災害時要援護者が利用等をする防火対象物（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16の2）項及び（16の3）項に掲げる防火対象物）を公表の対象とします。

具体的には、一定規模を有する飲食店、物品販売店舗、ホテル等、病院及び老人福祉施設などが対象となります。（別紙参照）

##### (2) 公表の対象となる違反の内容

火災による被害を最小限にすることを考慮して、3種類の消防用設備等が未設置である防火対象物を公表の対象とします。

- ア 屋内消火栓設備
- イ スプリンクラー設備
- ウ 自動火災報知設備

##### (3) 公表の実施

消防機関が防火対象物への立入検査を実施、上記違反を認め、その結果を関係者に通知した日から14日を経過した日において、なお、同一の違反の内容が認められる場合に、公表を実施します。

##### (4) 公表の方法

広く全国の利用者等に当該防火対象物の情報を提供できることから、ホームページ及び消防署等において閲覧できるように公表します。

##### (5) 公表の事項

公表の対象となる消防用設備等の違反の影響が建物全体に及ぶものであることを考慮して、次の事項を公表します。

- ア 防火対象物の名称及び所在地
- イ 違反の内容（消防施行令第8条の適用を受ける防火対象物の部分又は第9条の適用を受ける防火対象物の部分に当該違反が認められた場合にあっては、その部分を含む。）
- ウ その他消防長が必要と認める事項



5 施行期日

一部改正条例及び一部改正規則は、平成30年4月1日から施行するものとします。

6 意見の募集について

公表制度の基本的な考え方である条例改正の内容及び規則の改正内容を中心に、公表制度の取組内容についてご意見を募集します。**(意見募集は終了しています。提出された意見はありませんでした)**

募集期間

~~平成28年9月30日(金)から平成28年10月31日(月)~~

案の閲覧方法

~~豊橋市ホームページ(消防本部ホームページ)、各消防署、じょうほうひろば、各地区市民館、各窓口センター、中央図書館、市民センター(カリオンビル)において閲覧できます。~~

意見の提出方法

~~直接の場合 豊橋市役所西館5階豊橋市消防本部予防課まで意見書をご持参下さい。~~

~~郵送の場合 〒440-8501豊橋市今橋町1番地、消防本部予防課あてに郵送してください。~~

~~FAX、Eメールでも受け付けています。~~

~~FAX番号は、0532-56-2200~~

~~Eメールアドレスは [yobo@city.toyohashi.lg.jp](mailto:yobo@city.toyohashi.lg.jp) です。~~

~~豊橋市ホームページの意見提出フォームもご利用いただけます。~~

~~書式は特に問いませんが、全て案件名、氏名(法人・団体の場合は所在地、名称)、住所、連絡先を明記してください。~~

~~なお、お電話での受け付けはしておりませんのでご了承ください。~~